

大阪柔整だより

一般社団法人保険者機能を推進する会が来阪

公益社団法人大阪府柔道整復師会との意見交換会を要望

平成 26 年 10 月 17 日（金）午前 9 時 30 分より、本会会議室にて柔道整復療養費適正化の取り組みについての意見交換会が、開催された。

当日は柔整問題研究会の 13 健康保険組合 16 名が参加、約半数が常務理事という面々であった。

本会からは安田会長、徳山副会長、事務局長、保険課職員の 4 名が参加した。

支払い側の「保険者機能を推進する会」が、請求側の業界団体との公式な意見交換会を大阪で開催するのは初めての試みではないだろうか？

ここで、「保険者機能を推進する会」という組織について紹介すると、保険者の役割を重要視し単に保険料の徴収と医療給付だけでなく保険料を効率的に活用し、良質な医療の確保健康づくりの推進と、保険者としての本来の機能を果たすため、研究と対策を結びつけた活動を行い、各健康保険組合から会費（11 万円～19 万円 被保険者数にて相違）を徴収して運営を行っている。また、健康保険組合連合会とは別に任意で会員となる健康保険組合を募り活動している団体である。

「保険者機能を推進する会」は、平成 13 年 3 月に 14 健康保険組合が発起人となり、その年の 5 月に 60 健康保険組合で、「保険者機能のあり方研究会」として発足、7 月に名称変更を行い現在の名称となる。その後活動するに当たり法人化が必要となり平成 22 年 12 月に一般社団法人となる。

最大時には 98 健康保険組合を有していたが、現在は 80 健康保険組合と少し求心力が低下しているのかもしれない。

「保険者機能を推進する会」には、部門別に九つの研究会（部会）があり、その中のひとつが柔整問題研究会と称し 20 健康保険組合 24 名で構成され、柔道整復療養費の適正化について関係機関や臨床整形外科等との講習会、各健康保険組合で実施している調査、研究、報告を定期的に行っている。

次頁へ続く

前頁より

平成 26 年はより適正化を推進するため三つのスローガンを掲げ、1、健康保険組合個々のスキルアップ、情報の共有を図る。2、健康保険組合連合会や行政への働きかけ。3、3 適キャンペーン（適正受診、適正施術、適正支払い）の継続実施。また、今年 4 月には「整形外科から見た柔整問題」という演題で東京都の臨床整形外科医会の会長に講演をお願いしている。このような事業の一環として本会との意見交換会を要望されたのであろう。

今回の意見交換会の詳細については次月号にて掲載させていただくが、保険者主導の適正化ではなく、業界自ら適正化を推進していかなければ業界の存続は危機的状況にあることは間違いない。そのうえで業界としての主張はしっかりと行い、保険者に理解を求め折衝することが肝要である。

【公益社団法人大阪府柔道整復師会 副会長 徳山 健司】

次月号へ続く

保険者変更通知

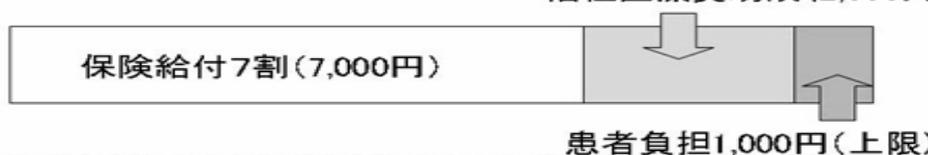
変更前	内容	変更後	変更日
	新設	フューチャーグループ健康保険組合 06139778	H26年10月1日
	新設	大気社グループ健康保険組合 06139794	H26年10月1日
法務省共済組合公安調査庁支部 31130321	名称変更	法務省共済組合東京中央支部 31130321	H26年10月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合（保険3割負担の方）

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等（例えば原爆や水俣病の公費負担制度）を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示すイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。

ホームページ変わりました

保険に関する各種書式ダウンロードもよりスムーズに！！



トップページ上段のよくわかる! 保険情報をクリック→下に表示されるリストの中より各種書式ダウンロードを選択しクリックしてください。

「平成27年1月より変更の医療費助成制度」について

■ 東大阪市「子ども医療費助成制度」

平成27年1月施術分の通院医療費の助成対象年齢が15歳（中学校修了）まで拡充されます。

<変更前>

<平成27年1月から>

通院医療費 0歳～6歳（小学校就学前）まで → 0歳～15歳（中学校修了）まで

入院医療費 0歳～15歳（中学校修了）まで → 変更なし

医療証の変更

年齢	平成26年12月31日までの医療証	平成27年1月1日からの新しい医療証
0歳から6歳到達後の最初の3月末日（小学校就学前）までの方	『乳幼児医療証』（アイボリー色） ※通院・入院ともに助成対象となっております。	『子ども医療証』（びわ色） ※医療証の名称が変わります。（助成の範囲は変わりません）
小学校就学後から15歳到達後の最初の3月末日（中学校修了）までの方	『子ども医療証（入院専用）』（ラベンダー色） ※入院分のみ助成対象となっております。	『子ども医療証』（びわ色） ※平成27年1月分からは入院だけでなく通院分も助成対象になります。

※新しい『子ども医療証』（びわ色）は平成26年12月中旬以降に送付される予定です。